

特定粉じん作業に係る業務の特別教育のご案内

労働安全衛生法第59条及び粉じん障害防止規則第22条の規定により、特定粉じん作業に係る業務は、特別教育を修了した者でなければ従事させることが出来ません。

特定粉じん作業(以下に抜粋:詳細は粉じん障害防止規則第2条別表第2をご参照ください)

- ・固定されたグラインダーによる金属研磨する箇所
- ・アーク溶接の金属ヒュームの発生する箇所
- ・研磨剤を用いて動力により、岩石、鉱物、金属を研磨、バリ取り、裁断する箇所
- ・屋内の粉状の鉱石又は炭素原料又はこれらを含む物を混合し、混入し、又は散布する箇所

当協会では、下記日時に特別教育を実施しますので、貴事業所の該当する従業員の方の受講をお願い致します。

1. 開催日時及び会場等

日 時	会 場	講習科目	時間
2019年 11月14日(木) 9:00~15:30	愛媛労働基準協会 四国中央支部セミナー室 四国中央市妻鳥町2608-1 TEL:0896-29-5511	粉じんの発散防止及び作業場の換気の方法 作業場の管理 呼吸用保護具の使用の方法 粉じんに係る疾病及び健康管理 関係法令	1 1 0.5 1 1

2. 定 員 30名

3. 受講料他 ※2019年10月以降の講習より消費税率が変更(10%)されています。

会 員	6,600円(税込)	テキスト代880円(税込)	合計7,480円
一 般	7,700円(税込)	テキスト代880円(税込)	合計8,580円

4. 修了証等 全科目修了者に修了証を、事業主には3年間保存義務のある受講証明書を発行致します。

5. 申込期限 講習日の2か月前から開始し、定員になり次第締め切ります。

6. 納入した受講料は、欠席の場合でも返戻できません。

特定粉じん作業に係る業務の特別教育申込書

受講日:2019年11月14日(木)

※受講番号		※修了証番号	
ふりがな			
氏 名			
生年月日	☐ 昭和 ☐ 平成	年 月 日	
住所	都道府県		
事業所住所			
事業所名			
電話番号			
申込担当者			

㊞

特定粉じん作業に係る業務の特別教育

受 講 票

会場	愛媛労働基準協会四国中央支部 四国中央市妻鳥町2608-1 TEL:0896-29-5511		
受講日時	11月14日(木) 9:00~15:30		
※受講番号			
ふりがな 氏 名			
受講確認印	粉じんの発散防止及び作業場の換気の方法		
	作業場の管理		
	呼吸用保護具の使用の方法		
	粉じんに係る疾病及び健康管理		
	関係法令		

この受講票は当日受付に提示し、
受講中は机上に置いて下さい。